

令和8年度

委 託 仕 様 書

委 託 名

管渠調査業務委託(1)

委 託 箇 所

鴨川第二準幹線(さいたま市大宮区大成町地内)ほか

委託概要

委託期間: 契約日 から 令和9年 3月12日 まで

委託内容: 下水道管渠内清掃および調査並びにマンホール目視調査業務等一式

調査箇所: (1)マンホール目視調査

鴨川第二準幹線 マンホール 37 箇所 夜間

(2)本管TVカメラ調査

鴨川幹線 鴨川水管橋(気相部) 100 m 昼間

鴨川第二準幹線接続管 147 m 夜間

(3)本管潜行目視調査

鴨川幹線 日進P吐出槽～鴨川水管橋 129.72 m 昼間

鴨川第二準幹線(K₂-36～K-70) 3,418.93 m 夜間

清掃箇所: 日進P吐出槽～鴨川水管橋 距離数 64.86 m 昼間

※清掃はNo.1吐出管のみ 想定土砂運搬量 0.075 m³

本委託費内訳書

種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
	単 位			
直接作業費				
視覚調査費				
	式	1		A-1
清掃および運搬				
	式	1		A-2
報告書作成費				
	式	1		A-3
計(直接作業費)				
間接作業費				
共通仮設費				
	式	1		A-4
現場管理費				
	式	1		
計(間接作業費)				
計(作業原価)				
一般管理費等				
	式	1		
本委託費計				

視覚調査費		A-1 代価表			
種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
マンホール目視調査工(夜間)	箇所	37			B-1
本管TVカメラ調査工(夜間) 内径800mm未満	m	147			B-2
本管TVカメラ調査工(昼間) 内径800mm以上～1,500mm未満	m	100			B-3
本管潜行目視調査工(昼間) 内径800mm以上～1,500mm未満	m	129.72			B-4
本管潜行目視調査工(夜間) 内径800mm以上～1,500mm未満	m	1,230.46			B-5
本管潜行目視調査工(夜間) 内径1,500mm以上	m	2,188.47			B-5
計					

清掃および運搬費

A-2 代価表

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸引車清掃工	m	64.86			B-6
吸引車運搬工	式	1			B-7
計					

A-3 代価表

種	別		数 量	単 価	金 額	摘 要
		単位				
報告書作成工 マンホール目視調査		箇所	37			B-8
報告書作成工 本管TVカメラ調査 内径800mm未満		m	147			B-9
報告書作成工 本管TVカメラ調査 内径800mm以上		m	100			B-9
報告書作成工 本管潜行目視調査 内径800mm以上		m	3,548.65			B-10
CD-R(清掃作業報告用)		枚	5			
印刷製本費		式	1			
計						

共通仮設費		A-4 代価表			
種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費	式	1			
交通整理員費	式	1			B-11
事業損失防止施設費	式	1			B-12
計					

B-1 代価表

[illegible]

本管TVカメラ調査工
内径800mm未満 1m当り(夜間)

B-2 代価表

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管路調査技師	人				
管路調査助手	人				
管路調査作業員	人				
TVカメラ搭載車運転工 95.5kW 2t	日				
計					
1m当り					

本管TVカメラ調査工
内径800mm以上 1m当り(昼間) **B-3 代価表**

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管路調査技師	人				
管路調査助手	人				
管路調査作業員	人				
TVカメラ搭載車運転工 95.5kW 2t	日				
計					
1m当り					

B-4 代価表

[illegible]

[illegible][illegible]

種 別		数 量	単 価	金 額	摘 要
	単位				
管路調査技師	人				
管路調査助手	人				
管路調査作業員	人				
ライトバン運転工 56kW 1,500cc	日				C-1代価表
計					
1m当り (内径800mm以上～1,500mm未満)	m	1			
1m当り (内径1,500mm以上)	m	1			

B-6 代価表

吸引車清掃工(昼間) 日進P吐出槽～鴨川水管橋 1日(1m)当たり

[illegible]

[illegible]

吸引車運搬工 1m3当たり

[illegible]

B-8 代価表

[illegible]

報告書作成工800mm未満
本管TVカメラ調査 1m当り

B-9-1 代価表

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管理技師	人				
管路調査技師	人				
管路調査助手	人				
DVD-R	枚				
CD-R	枚				
写真代 カラー サービスサイズ	枚				
諸雑費	式	1			
計					
1m当り	m	1			

報告書作成工800mm以上
本管TVカメラ調査 1m当り

B-9-2 代価表

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管理技師	人				
管路調査技師	人				
管路調査助手	人				
DVD-R	枚				
CD-R	枚				
写真代 カラー サービスサイズ	枚				
諸雑費	式	1			
計					
1m当り	m	1			

報告書作成工

B-10 代価表

本管潜行目視調査 内径800mm以上 1m当り

[illegible]

B-11 代価表

[illegible]

事業損失防止施設費

B-12 代価表

[illegible]

C-2 代価表

[illegible]

D-1 代価表

[illegible]

トラック運転 1.5t積 (1日当り)		D-2 代価表			
種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
燃料費(軽油)	L				
トラック損料 1.5t積	日				
諸雑費	式				
計					

特 記 仕 様 書

委 託 名	管渠調査業務委託（１）
委託箇所	鴨川第二準幹線（さいたま市大宮区大成町地内）ほか
委託期間	契約日～令和９年３月１２日

公益財団法人 埼玉県下水道公社

1 適用範囲

この特記仕様書は本委託に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する必要な事項を定めるものとする。

2 概要

本委託業務は、鴨川幹線、鴨川第二準幹線（接続管含む）のマンホール目視調査、本管TVカメラ調査及び本管潜行目視調査を行うものである。また、鴨川幹線については、管渠清掃および土砂運搬を行うものである。

3 対象区間

本委託業務の対象区間は次のとおりとする。

(1) マンホール目視調査

・ 鴨川第二準幹線 マンホール	37 箇所	夜間
-----------------	-------	----

(2) 本管TVカメラ調査

・ 鴨川幹線 鴨川水管橋（気相部）	100 m	昼間
-------------------	-------	----

No. 1, 2吐出管の両方

・ 鴨川第二準幹線接続管	147 m	夜間
--------------	-------	----

(3) 本管潜行目視調査

・ 鴨川幹線 日進P吐出槽～鴨川水管橋	129.72 m	昼間
---------------------	----------	----

No. 1, 2吐出管の両方

・ 鴨川第二準幹線 (K ₂ -36～K-70)	3,418.93 m	夜間
-------------------------------------	------------	----

(4) 管渠清掃

鴨川幹線 日進P吐出槽～鴨川水管橋のうち

No. 1吐出管のみ（車道側）	64.86 m	昼間
-----------------	---------	----

想定土砂量は0.075m³とする。

※対象区間の詳細は別紙1及び別添図面を参照のこと。

4 業務内容

本委託は、埼玉県下水道局で定めている「管路施設の維持管理要領（令和8年7月28日改定）」に従い、次の作業を実施する。判定基準は別紙2のとおりとし、報告は別紙3により行う。

(1) マンホール（人孔）調査

(2) 日進P吐出槽～鴨川水管橋までの土砂等の除去、清掃作業

(3) 発生土砂等の運搬作業（荒川水循環センター（戸田市笹目5-37-14）まで）

(4) 荒川水循環センターへの土砂搬入後の計量及び排出作業

ア 搬入土砂等の計量は、荒川水循環センター内台貫を使用する。

イ 台貫計量後、土砂等を指定の場内返送管マンホールに排出する。

(5) 管渠調査

本調査のうち内径800mm未満と鴨川水管橋（気相部）はTVカメラ調査、800mm以上は潜行目視調査を行う。TVカメラ及び潜行目視調査の写真撮影は10m毎とし鴨川水管橋（気相部）のTVカメラ調査の写真撮影は5m毎とする。それぞれ直視1枚、側視2枚を撮影する。ただし、異常箇所については、随時撮影すること

マンホール（人孔）調査の写真撮影は、1箇所当り3枚を基準とするが、異常箇所については、随時撮影すること。

(6) 報告書の作成

本委託業務における報告書は、製本されたものとは別に、電子データによる報告も行うこと。

- (Ⅰ) 対象 : 委託報告書(別紙3)、委託写真
形式 : Excel形式(文書、写真等全て)
数量 : CD-R 5枚

- (Ⅱ) TVカメラ調査動画 : DVD-R 5枚

なお、電子データについては、委託者より提供する電子ファイル(指定様式)に入力し、提出すること。

- (7) 報告書・写真・動画等の成果品一式は、原則としてコンクリート診断士、技術士(建設部門、上下水道部門)、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかの資格を保有する者がチェックする。但し、これらの資格を保有する者が社内に在籍していない場合は、一級又は二級土木施工管理技士又は下水道管路管理技士を保有する者(可能であれば現場代理人以外の者)がチェックする。

なお、チェックした結果は資格者証の写しと共に報告する。

5 提出書類

受託者は、約款及び標準仕様書に基づく書類のほか次のものを提出すること。

- (1) 道路使用許可証の写し
- (2) 有害ガス濃度測定記録
- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届(技能講習修了書写し添付)
- (4) 管渠・人孔調査の結果については、電子データ及び製本版5部を提出すること。写真帳についても、5部提出すること。
- (5) 異常箇所の報告写真として、判定基準Aランクは、抜粋した別冊写真帳を作成し、3部提出する。
- (6) その他、監督員から指示があったものとする。

6 第三者等に及ぼした損害

受託者は、委託業務の履行に伴い第三者等に損害を与えないための注意義務を怠ってはならない。また、受託者の責に帰すべき理由により生じた損害は、受託者がその損害を賠償するものとする。

7 安全管理及び注意事項

作業上の注意事項については、次のとおりとする。

- (1) 管渠内及びマンホール(人孔)内の作業にあたっては、酸欠・有害ガス及び、流入水量等に十分注意をはらい事故防止のため万全の準備をしておかなければならない。
- (2) 作業員が管内で作業する前及び作業中は、必ず管渠内に空気を送風すること。
- (3) 酸素欠乏症等防止規則等関係法令を遵守すること。
- (4) 管渠内を出入りするときには、転落に十分注意すること。深さが2m以上ある場合は墜落制止用器具を使用する等、安全対策を徹底する。
- (5) 不等沈下している箇所もあるので、流されないように十分注意し、流れ防止対策を行った後、調査等実施すること。
- (6) 道路上で作業する時は、道路使用許可を受け許可条件に従い、十分注意し、安全に作業を行うこと。必ず現場の状況に応じた適切な保護柵、注意灯及び標識を設置し、必要に応じて交通誘導員を配置する。
- (7) 夜間作業においては、必要以外の物音を立てないようにし、住民の安眠を妨げないこと。

(8) 次にあげる安全装置等は、十分に用意しておくこと。

- ア 有害ガス濃度測定器
- イ 空気呼吸器・エアラインマスク等
- ウ 安全ブロック・墜落制止用器具・ロープ等
- エ 標示板・バリケード・すずらん灯・回転灯等
- オ その他必要なもの

(9) 調査区間内周辺の住民に作業内容を明記した看板を立て、協力を要請すること。また、必要によりチラシを作成し、配布すること。

(10) 作業日毎に作業実施有無を監督員と協議した上で作業を実施すること。

(11) 現場作業においては、各現場単位で緊急連絡がとれる体制で実施すること。

(12) 埼玉県南中部（上尾市、さいたま市、戸田市、蕨市、川口市）に大雨・洪水に係る注意報または警報（共に土砂災害は除く）が発令されている場合は作業を行わないこと。また、作業中に発令された場合にも速やかに作業を中止すること。

(13) 万一事故等が発生した場合、直ちに関係各公署等に連絡対応できるよう緊急連絡体制を整備しておく。

(14) 管渠内部等に異常があった場合は、速やかに監督員に報告する。

(15) 作業中に異常があった場合は、直ちに作業を中断し監督員に連絡すること。

(16) 有害ガスの飛散その他事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに必要な応急措置を行うこと。

(17) 酸素欠乏危険作業場所及び類似の危険作業においては、法令で定められた作業主任者講習や特別教育修了者以外の者が業務に就かないこと。
また作業主任者を選任すること。

(18) 鴨川幹線（日進P吐出槽～鴨川水管橋）および鴨川水管橋（気相部）の清掃、調査実施時には、事務所工事の受注者により以下の作業が完了している。
①No.1吐出管およびNo.2吐出管それぞれへの角落し設置（期間は別々）
②角落し設置箇所から下流側である水管橋上流部までの水替え作業
清掃、調査箇所への進入は日進P吐出槽に設置した角落しより下流にあるトラップから昇降が可能であるが、転落防止のため安全ブロックを使用する。換気作業は吐出槽の上部から送風機を使用して下流に向かい送風する。また、水管橋に取付られた空気弁のフランジを外した位置にも送風機を設置して空気の流れを作り、作業箇所の環境を適切に保つこと。
鴨川水管橋の途中に設置されている空気弁について公社が別途補修を発注する予定で、フランジはその作業に合わせ外された状態となる。

8 交通誘導

作業中は複数の交通整理員をおき、事故防止等に努めること。

なお、本業務を実施するにあたり、埼玉県公安委員会告示第282号（令和7年12月16日付け）において、指定員の配置する路線（別紙4参照）で交通誘導等の業務が必要な場合には、交通誘導警備の1級又は2級検定合格証明書の交付を受けた交通誘導警備員を作業場所ごとに1人以上配置すること。

鴨川第2準幹線K2-1～鴨川幹線K-70は国道17号バイパス上にマンホールがあり、指定路線であるため交通誘導警備業務1級または2級の有資格者を配置する。
また、日進P吐出槽、鴨川水管橋は道路上ではないものの、換気器材や発電機を

載せた車両を国道17号バイパス上に停車させるため、その他箇所は指定路線には該当しないものの、地域住民の生活道路である特性を考慮して、車両および歩行者の交通誘導に高度な安全管理能力が求められる。このため交通誘導警備業務1級または2級の資格を持つ有資格者を配置し、適切な交通規制および第三者災害防止を図るものである。業務に従事している間は、合格証明書を携帯すること。

9 関係法規
の 遵 守

受託者は、本業務の実施にあたり労働安全衛生法、道路交通法等関係法令を遵守しなければならない。

10 環境配慮
への 取 組

環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域・住民への信頼性の向上を図ることを目的とし、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加すること。

11 成果品の
電子納品
について

受託者は、公益財団法人埼玉県下水道公社委託標準仕様書の提出書類一覧表に定める報告書、写真等を電子データ（PDF形式）で提出すること。また、電子データで提出した場合は、紙面での提出は不要とする。

12 そ の 他

この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受託者、委託者が協議して定めるものとする。

調査区間

調査範囲

本管潜行目視調査

幹線名	マンホール番号	人孔数	管径 (mm)	管径別調査延長		
				800mm未満	800mm以上 1,500mm未満	1,500mm以上
鴨川幹線	日進P吐出槽～鴨川水管橋 の鴨川横断部手前まで		1000		64.86	吐出管No.1
					64.86	吐出管No.2
小計	～				129.72	
鴨川第二準幹線	K ₂ -36 ～ K ₂ -31	6	1,100		473.21	
	K ₂ -31 ～ K ₂ -25	6	1,350		508.25	
	K ₂ -24 ～ K ₂ -21	4	1,350		249.00	
	K ₂ -21 ～ K ₂ -9	12	1,500			1,180.33
	K ₂ -9 ～ K ₂ -1	8	1,650			980.48
	K ₂ -1 ～ K-70	1	1,650			27.66
小計		37			1,230.46	2,188.470
合計					1,360.18	2,188.47

本管TVカメラ調査

幹線名	マンホール番号	管径 (mm)	管径別調査延長		
			800mm未満	800mm以上 1,500mm未満	1,500mm以上
鴨川幹線	鴨川水管橋気相部 空気弁～上下流	1000		50.00	吐出管No.1
	同上	1000		50.00	吐出管No.2
小計				100.00	
鴨川第二準幹線	鴨川第27処理分区 ～ K ₂ -12	500	7.00		
	鴨川第28処理分区 ～ K ₂ -11	450	8.00		
	鴨川第29処理分区-1 ～ 29処理分区-2	400	43.75		
	鴨川第29処理分区-2 ～ 29処理分区-3	450	1.35		
	鴨川第29処理分区-3 ～ 29処理分区-4	400	66.93		
	鴨川第29処理分区-4 ～ 29処理分区-5	450	1.30		
	鴨川第29処理分区-5 ～ K ₂ -9	400	6.67		
	鴨川第30処理分区 ～ K ₂ -8～9	250	7.00		
	鴨川第31処理分区 ～ K ₂ -6	350	3.00		
	鴨川第32処理分区 ～ K ₂ -2	250	2.00		
小計			147.00		
合計			147.00	100.00	0.00

2 管径別調査延長(集計)

本管潜行目視調査

(1)内径800mm以上～1,500mm未満	1,360.18 m
(2)内径1,500mm以上	2,188.47 m
計	3,548.65 m

TVカメラ調査

(3)内径800mm未満	147.00 m
(4)内径800mm以上～1,500mm未満	100.00 m
計	247.00 m

本 管 調 査 判 定 基 準

別紙2-1

項目 \ ランク		A	B	C	判定不能
1) 管 の 腐 食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態	
2) 上下方向 のたるみ	管きょ内径 700mm未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満	ランクを判定するための映像が取得できない場合 ただし、周辺の状態や過去の調査結果により「管の腐食」の判定ができる場合を除く
	管きょ内径 700mm以上 1650mm未満	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満	
	管きょ内径 1650mm以上 3000mm未満	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満	
	3000mm以上の管きょについては、管きょ内径1650mm以上3000mm以下に準ずる				
3) 管の破損	鉄 筋 コンクリート管等	欠 落 軸方向のクラックで 幅5mm以上	軸方向のクラックで 幅2mm以上 幅5mm未満	軸方向のクラックで 幅2mm未満	
	陶 管	欠 落 軸方向のクラックが 管長の1/2以上	軸方向のクラックが 管長の1/2未満	—	
4) 管の クラック	鉄 筋 コンクリート管等	円周方向のクラックで 幅5mm以上	円周方向のクラックで 幅2mm以上幅5mm未満	円周方向のクラックで 幅2mm未満	
	陶 管	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3未満	—	
5) 管の継手ズレ		脱 却	鉄筋コンクリート管等：70mm以上 陶 管：50mm以上	鉄筋コンクリート管等：70mm未満 陶 管：50mm未満	
6) 浸 入 水		噴き出ている	流れている	にじんではいる	
7) 取付管の突出し 注		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満	
8) 油 脂 の 付 着 注		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	
9) 樹 木 根 侵 入 注		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	
10) モルタル付着 注		内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満	

注1 段差は、mm単位で測定する。また、その他異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

注2 7)取付管の突出し、8)油脂の付着、9)樹木根侵入、10)モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

出典 日本下水道協会発行「下水道管路施設の点検・調査マニュアル」

圧送管路（鋳鉄管・鋼管）の劣化度のランク分け

項目 \ ランク		A	B	C	異常なし	判定不能
管内面状況		鉄部腐食あり	モルタルライニング表面が部分的に変色、腐食発生	— ※1	モルタルライニング表面が全面均一 ※2	ランクを判定するための映像が取得できない場合 ただし、周辺の状態や過去の調査結果により「管の腐食」の判定ができる場合を除く

※1 〇ランクは、実証研究で確認されなかったこと、また、モルタルライニングの軽微な変色と汚れとの見分けが困難なため、設定せず。

※2 モルタルライニング表面に生物膜が付着していることが多い。

出典 国総研資料第1012号 平成30年2月 B-DASHプロジェクトNo.20

下水道圧送管路における硫酸腐食箇所の効率的な調査技術導入ガイドライン（案）P.18

人孔調査判定基準

別紙2-2

部 位	調査項目	判定基準			判定不能	備考
		Aランク	Bランク	Cランク		
人 孔	調整部 [※天端・調整 コンクリート]	調整部状況	調整モルタル及びリングが破損・欠落	調整モルタル及びリングのずれ・クラック	調整モルタル及びリングのずれ	ランクを判定するための映像が取得できない場合 ただし、周辺の状態や過去の調査結果により「管の腐食」の判定ができる場合を除く
	内壁等 [※内壁・スラブ ・管口・副管]	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ	
		破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損	
		クラック	全体がクラック (人孔全周・幅5mm以上)	部分的にクラック (人孔半周・幅2～5mm以上)	軽微なクラック (幅2mm未満)	
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかの隙間・ズレ	
		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態	
		木根侵入	内径の50%以上	内径の10～50%以上	内径の10%未満	
		タルミ	内径の3/4以上	内径の1/2～3/4	内径の1/2未満	
		足掛金物	腐食・劣化状況	鉄筋が細くなっている	錆の発生	
	インバート	インバート状況	インバートがない	部分的な欠損	—	
	全体	臭気	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生	
	流下状況	油脂・モルタル・土砂等の堆積状況	管径の1/3以上の付着	管径の1/3～1/10の付着	管径の1/10未満の付着	

管渠調査総括表

- 1 委 託 名
2 委託箇所
3 調査実施総延長

調査箇所	調査実施区間	調査距離(m)	備 考
計			

4 調査結果

[illegible][illegible]

別紙3-2

[illegible]

別紙3-3

受託者

[illegible]

本管潜行目視調査集計表(管渠)

受託者

[illegible]

※「判定不能」欄には、「判定不能」の箇所数と延長を記入してください。

※「備考」欄に判定不能であって、周辺の過去の調査結果や硫化水素濃度から腐食が進行していると推測される箇所では注意が必要な箇所は「要注意箇所(赤文字)」と記入してください。

本管潜行目視調査記録表(管渠)

受託者

上流人孔番号	人孔深さ(m)	管頂深(m)		管渠番号	工法	管渠(mm)	管渠延長(m)		下流人孔番号	人孔深さ(m)	管頂深(m)	写真帳目次	人孔占有位置
													(1)国道、都道、県道その他 (2)歩道、私道、緑樹帯 (3)宅地内 (4)上記以外 該当番号 番
													記事欄
													道路交通概況
													昼間
													夜間
													生活環境概況
													住宅地
													工場
													畑地
													山林
距離(m)	異常内容	4分割	判定ランク	備考	写真帳目次(P)	距離(m)	異常内容	4分割	判定ランク	備考	写真帳目次(P)	考察	過去の補修状況

※ランクを判定するための画像が取得できない区間は「備考」欄に「画像未取得」と記入し、未取得理由も記入してください。

※「画像未取得区間」では、周辺の状況や過去の調査結果から、その区間の状態を判定できる場合はランクを判定し記入してください。

※「画像未取得区間」で、その区間の状態を想定することが難しく、判定はできない場合は「異常内容」欄に「一」、「判定ランク」欄に「判定不能」と記入してください。

※判定不能であって、周辺の過去の調査結果や硫化水素濃度から腐食が進行していると推測される箇所では注意が必要な箇所は、「考察」に「要注意箇所(赤文字)」と記入してください。

本管TVカメラ調査集計表(管渠)

受託者

[illegible]

※「判定不能」欄には、「判定不能」の箇所数と延長を記入してください。

※「備考」欄に判定不能であって、周辺の過去の調査結果や硫化水素濃度から腐食が進行していると推測される箇所では注意が必要な箇所は「要注意箇所(赤文字)」と記入してください。

本管TVカメラ調査記録表(管渠)

上流人孔番号	人孔深さ(m)	管頂深(m)		管渠番号	工法	管渠(mm)	管渠延長(m)		下流人孔番号	人孔深さ(m)	管頂深(m)	写真帳目次	人孔占有位置
													(1)国道、都道、県道その他 (2)歩道、私道、緑樹帯 (3)宅地内 (4)上記以外 該当番号 番
													記事欄
													道路交通概況
													昼間 夜間
													生活環境概況
													住宅地 工場 畑地 山林
距離(m)	異常内容	4分割	判定ランク	備考	写真帳目次(P)	距離(m)	異常内容	4分割	判定ランク	備考	写真帳目次(P)	考察	過去の補修状況

※ランクを判定するための映像が取得できない区間は「備考」欄に「映像未取得」と記入し、未取得理由も記入してください。

※「映像未取得区間」では、周辺の状況や過去の調査結果から、その区間の状態を判定できる場合はランクを判定し記入してください。

※「映像未取得区間」で、その区間の状態を想定することが難しく、判定はできない場合は「異常内容」欄に「-」、「判定ランク」欄に「判定不能」と記入してください。

※判定不能であって、周辺の過去の調査結果や硫化水素濃度から腐食が進行していると推測される箇所では注意が必要な箇所は、「考察」に「要注意箇所(赤字)」と記入してください。

人孔目視調査集計表

[illegible]

※「判定不能」欄には、「判定不能」の箇所数と延長を記入してください。

※「備考」欄に判定不能であって、周辺の過去の調査結果や硫化水素濃度から腐食が進行していると推測される箇所では注意が必要な箇所は「要注意箇所(赤字)」と記入してください。

マンホール目視調査記録表

人孔番号	人孔蓋種別	人孔深(m)	上流管管頂深(m)	下流管管頂深(m)	足掛金物	目地	上流管径(φ)	下流管径(φ)	合流管径(φ)

項目	内容	判定	写真帳	備考	人孔断面図	人孔平面図
		ランク	目次			
調整部						
内壁						
スラブ						
管口・副管						
足掛金物						
インパート						
全体						
流下状況						

人孔占有位置	生活環境状況
車道・歩道・宅地内・その他	住宅地・工場・畑地・その他

考察

※ランクを判定するための画像が取得できない区間は「備考」欄に「画像未取得」と記入し、未取得理由も記入してください。

※「画像未取得区間」では、周辺の状況や過去の調査結果から、その区間の状態を判定できる場合はランクを判定し記入してください。

※「画像未取得区間」で、その区間の状態を想定することが難しく、判定はできない場合は「異常内容」欄に「－」、「判定ランク」欄に「判定不能」と記入してください。

※判定不能であって、周辺の過去の調査結果や硫化水素濃度から腐食が進行していると推測される箇所では注意が必要な箇所は、「考察」に「要注意箇所(赤字)」と記入してください。

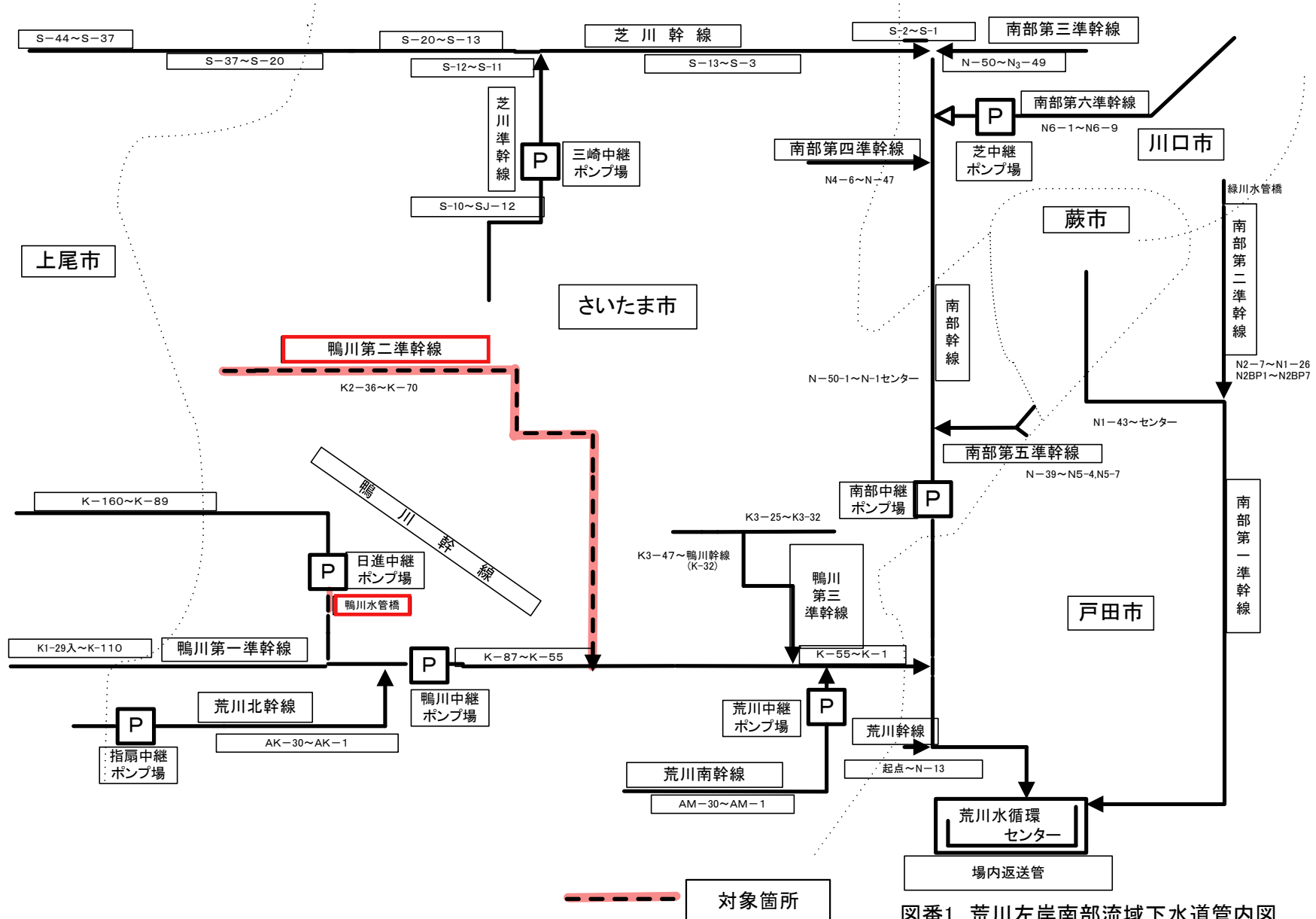
指定路線一覧表

No.	号線	路線名	No.	号線	路線名
1	-	一般国道4号	33	50号	県道所沢狭山線
2	-	一般国道16号	34	51号	県道川越上尾線
3	-	一般国道17号	35	52号	県道越谷流山線
4	-	一般国道122号	36	54号	県道松戸草加線
5	-	一般国道125号	37	56号	県道さいたまふじみ野所沢線
6	-	一般国道140号	38	65号	県道さいたま幸手線
7	-	一般国道254号	39	66号	県道行田東松山線
8	-	一般国道298号	40	67号	県道葛飾吉川松伏線
9	-	一般国道299号	41	68号	県道練馬川口線
10	-	一般国道407号	42	74号	県道日高川島線
11	-	一般国道462号	43	79号	県道朝霞蕨線
12	-	一般国道463号	44	87号	県道上尾久喜線
13	1号	県道さいたま川口線	45	88号	県道和光インター線
14	2号	県道さいたま春日部線	46	102号	県道平方東京線
15	3号	県道さいたま栗橋線	47	103号	県道吉場安行東京線
16	5号	県道さいたま菖蒲線	48	109号	県道新座和光線
17	6号	県道川越所沢線	49	113号	県道川越新座線
18	10号	県道春日部松伏線	50	114号	県道川越越生線
19	12号	県道川越栗橋線	51	115号	県道越谷八潮線
20	15号	県道川越日高線	52	116号	県道八潮三郷線
21	19号	県道越谷野田線	53	126号	県道所沢堀兼狭山線
22	21号	県道三郷松伏線	54	153号	県道幸手久喜線
23	29号	県道草加流山線	55	164号	県道鴻巣桶川さいたま線
24	30号	県道飯能寄居線	56	179号	県道所沢青梅線
25	34号	県道さいたま草加線	57	214号	県道新方須賀さいたま線
26	35号	県道川口上尾線	58	239号	県道足立川口線
27	36号	県道保谷志木線	59	266号	県道ふじみ野朝霞線
28	38号	県道加須鴻巣線	60	311号	県道蓮田鴻巣線
29	39号	県道川越坂戸毛呂山線	61	322号	県道東門前蓮田線
30	40号	県道さいたま東村山線	62	323号	県道上尾環状線
31	47号	県道深谷東松山線	63	324号	県道蒲生岩槻線
32	49号	県道足立越谷線			

図 面 目 次

図番	図 面 名
1	荒川左岸南部流域下水道管内図
2	鴨川幹線管渠台帳図
3	鴨川第二準幹線管渠台帳図
5	
15	

荒川左岸南部流域下水道管内図



荒川左岸南部流域下水道台帳図

図面番号 1051 (鴨川幹線)

埼玉県

平面図 1:500

さいたま市西区

内野本郷

日進町三丁目

日進中継
ポンプ場

管渠断面図
縮尺=1:50

国道17号バイパス

鴨川水管橋

No.2吐出管

No.1吐出管

縦断面図

50.00m

16.08m

64.86m

鴨川水管橋

この部分は可能な限り
目視とTVカメラ調査を
組合せて実施すること

日進P吐出槽～鴨川水管橋の
64.86mはNo.1吐出管の清掃も
含む

凡例
行政区界
処理分区界
幹線・準幹線
中間マンホール
接続マンホール
流入マンホール
下水の流れ方向

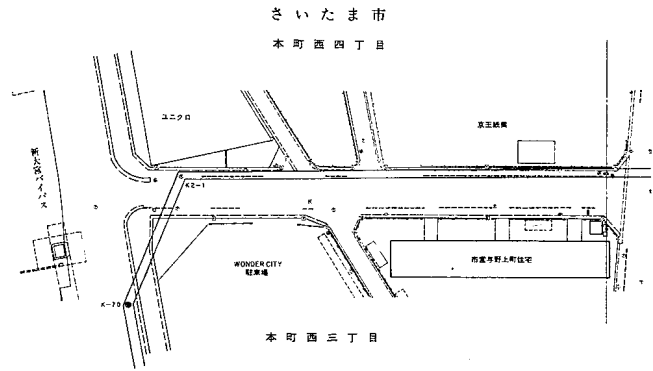
図番2 鴨川幹線管渠台帳図

荒川左岸南部流域下水道台帳図

図面番号 3001 (鴨川第2準幹線)

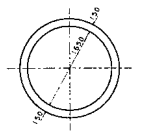
埼玉県

平面図 1:500

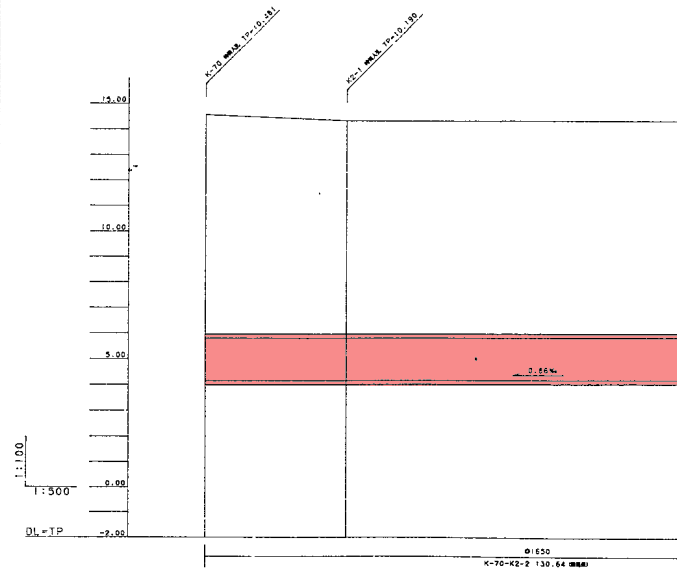


3001 3002

管渠断面図 1:50



縦断面図 V=1:100 H=1:500



地盤高	14.27	14.36
土かぶり	2.65	2.35
管底高	4.00	4.17
管頂高	4.17	4.34
管径	1000	1000
管種	K-70	K-71

凡 例	
-----	行政区界
-----	処理分区界
-----	幹線・準幹線
-----	中間マンホール
○	接続マンホール
○	流入マンホール
→	下水の流れ方向
+	公共下水道マンホール

図番3 鴨川第二準幹線管渠台帳図

荒川左岸南部流域下水道台帳図

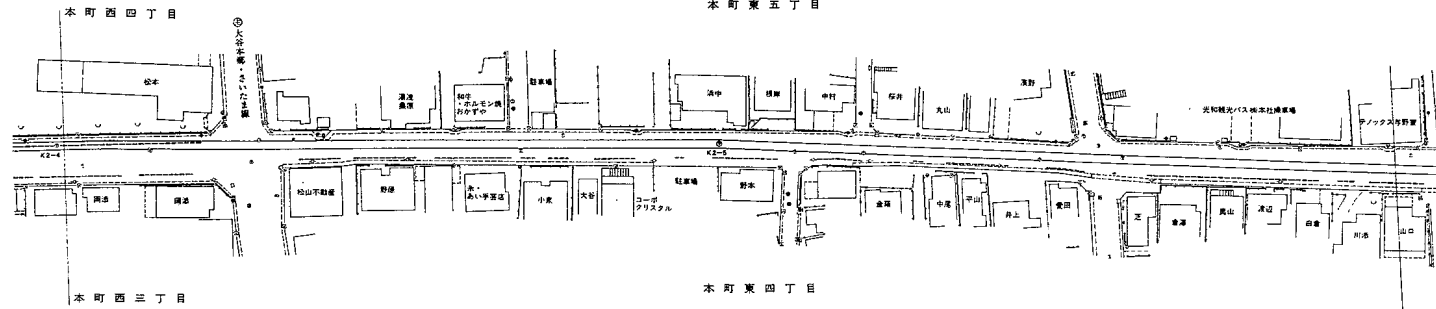
図面番号 3003 (鴨川第2準幹線)

埼玉県

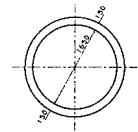
平面図 1:500

さいたま市

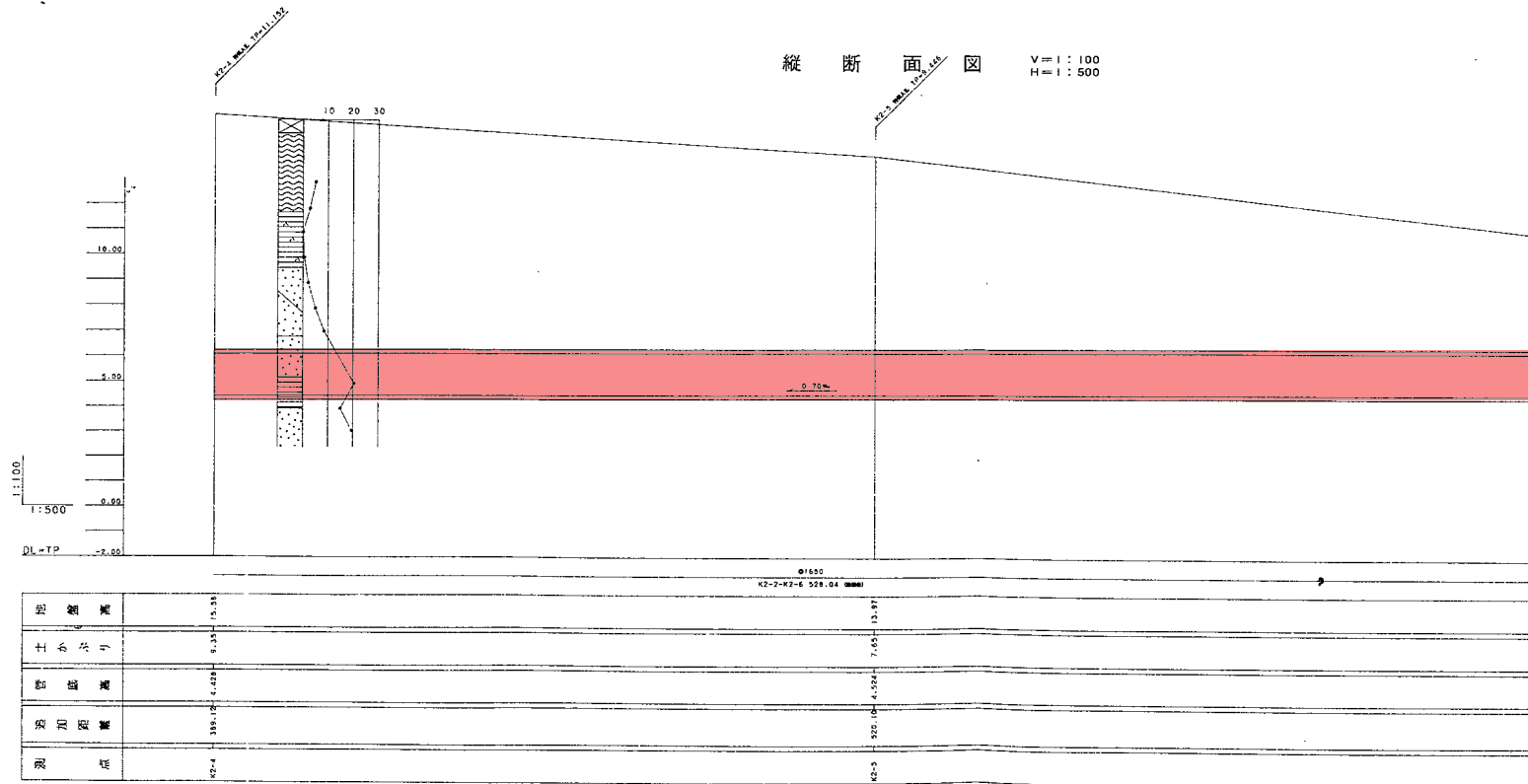
本町東五丁目



管渠断面図 1:50



縦断面図 V=1:100 H=1:500



凡 例	
-----	行政境界
-----	処理分界
-----	幹線・準幹線
○	中間マンホール
⊙	接続マンホール
⊕	流入マンホール
→	下水の流れ方向
+	公共下水道マンホール

図番5 鴨川第二準幹線管渠台帳図

荒川左岸南部流域下水道台帳図

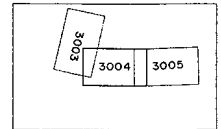
図面番号 3004 (鴨川第2準幹線)

埼玉県

平面図 1:500

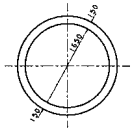
さいたま市

本町東五丁目



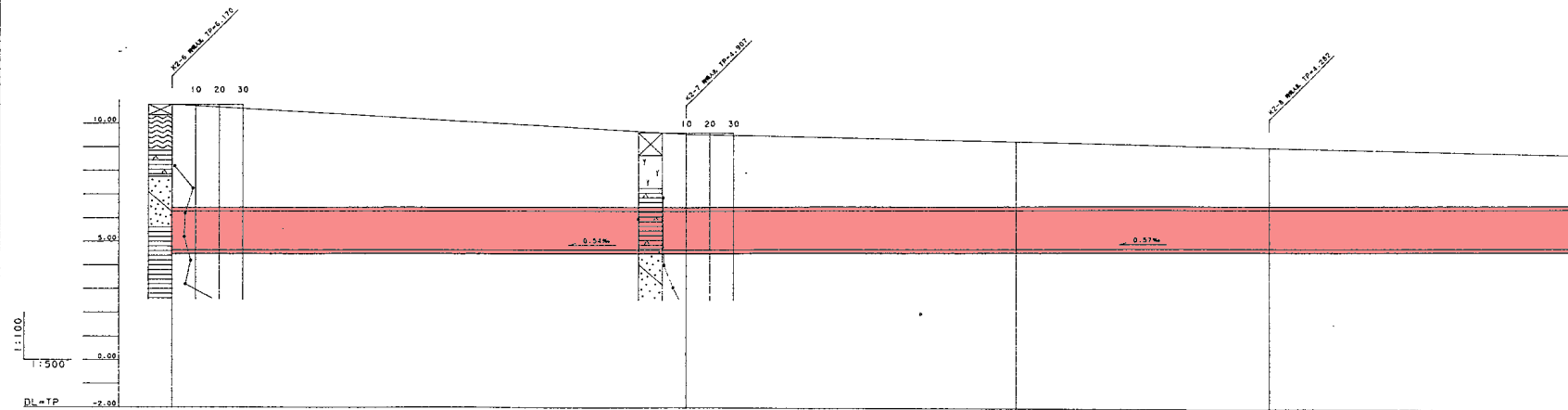
管渠断面図

1:50



縦断面図

V=1:100
H=1:500



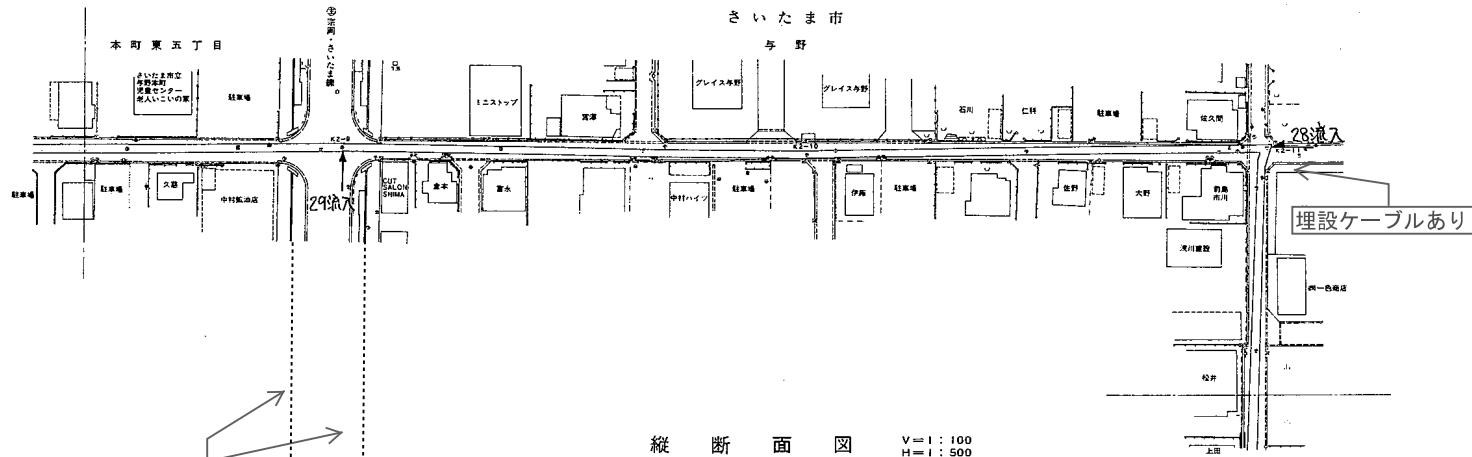
荒川左岸南部流域下水道台帳図

図面番号 3005 (鴨川第2準幹線)

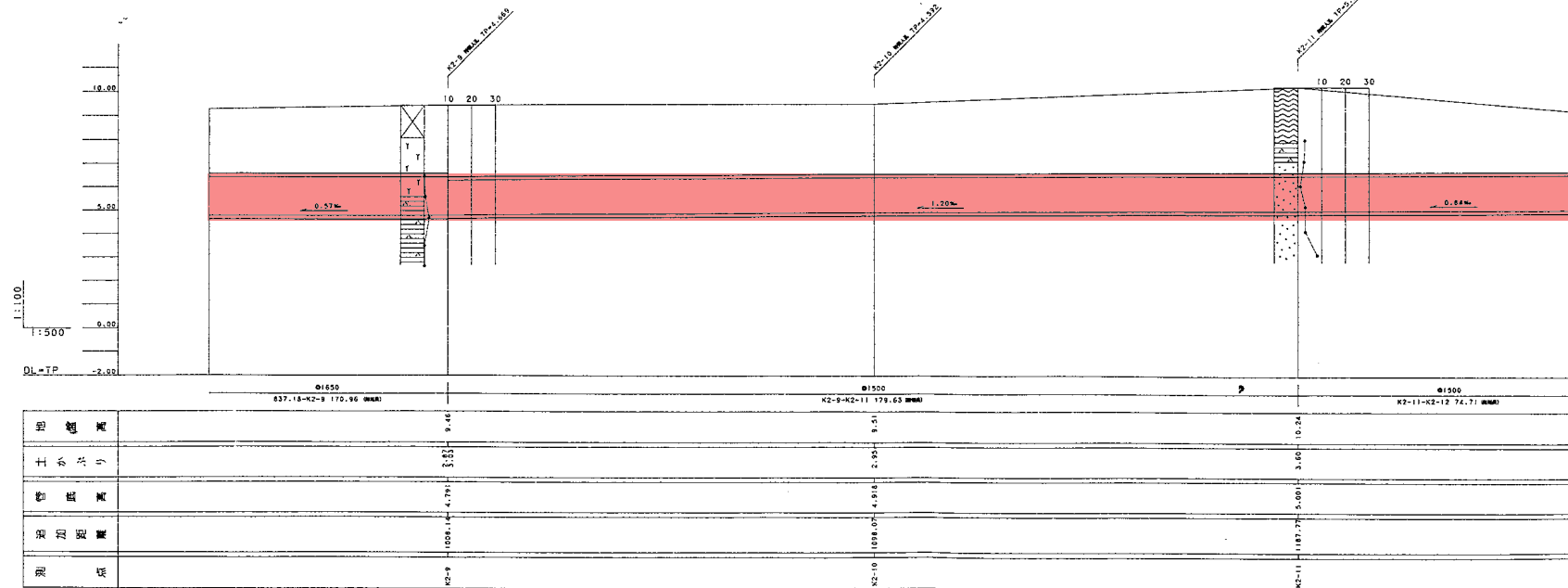
埼玉県

平面図 1:500

さいたま市
与野

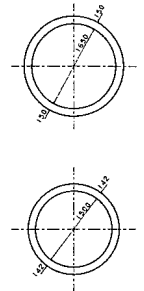


縦断面図 V=1:100
H=1:500



管渠断面図

1:50



凡 例	
-----	行政区界
-----	処理分区界
-----	幹線・準幹線
○	中間マンホール
⊙	接続マンホール
⊕	流入マンホール
→	下水の流れ方向
+	公共下水道マンホール

図番7 鴨川第二準幹線管渠台帳図

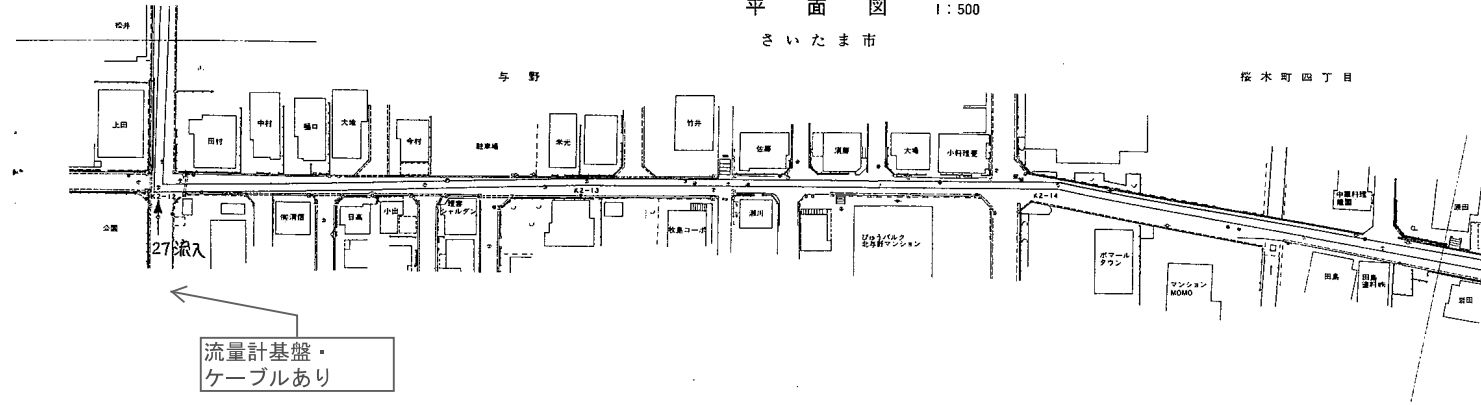
荒川左岸南部流域下水道台帳図

図面番号 3006 (鴨川第2準幹線)

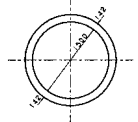
埼玉県

平面図 1:500

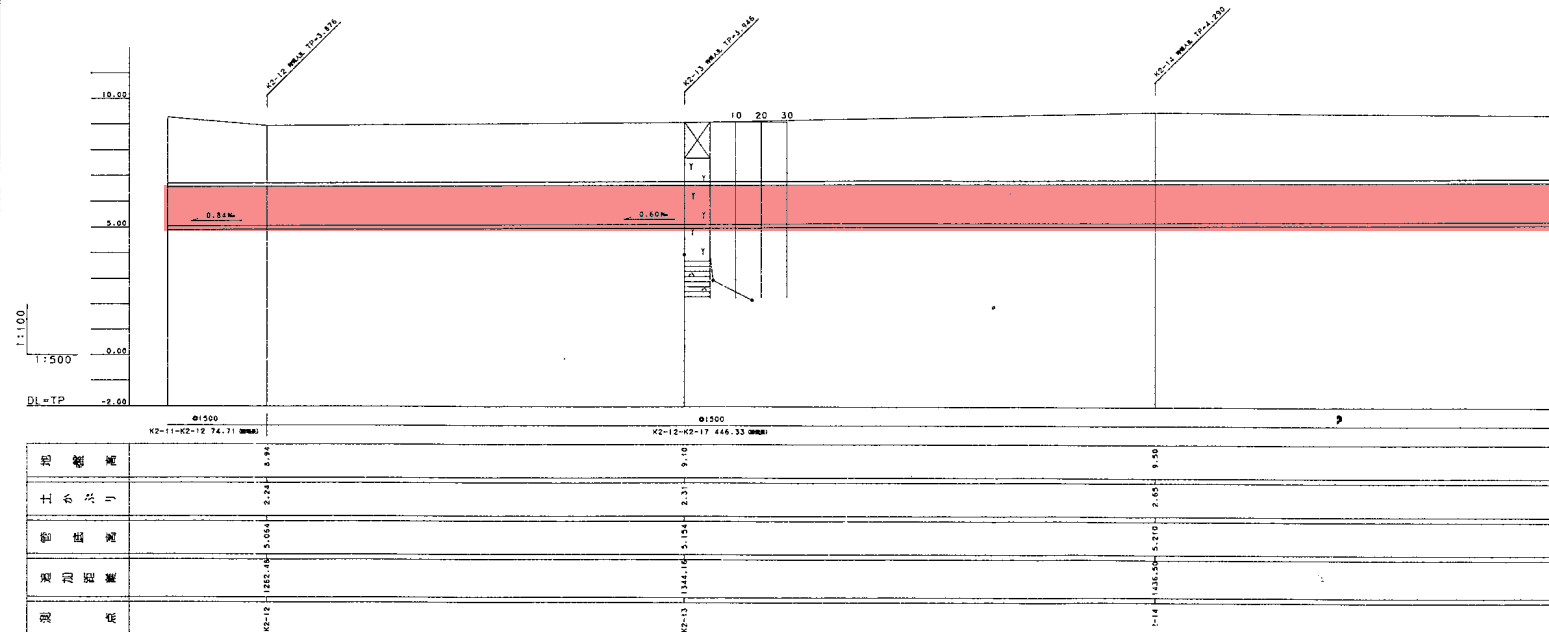
さいたま市



管渠断面図 1:50



縦断面図 V=1:100 H=1:500



凡 例	
-----	行政 区 界
-----	処 理 分 区 界
-----	幹 線・準 幹 線
○	中間マンホール
●	接続マンホール
■	流入マンホール
→	下水の流れ方向
▽	公共下水道マンホール

図番8 鴨川第二準幹線管渠台帳図

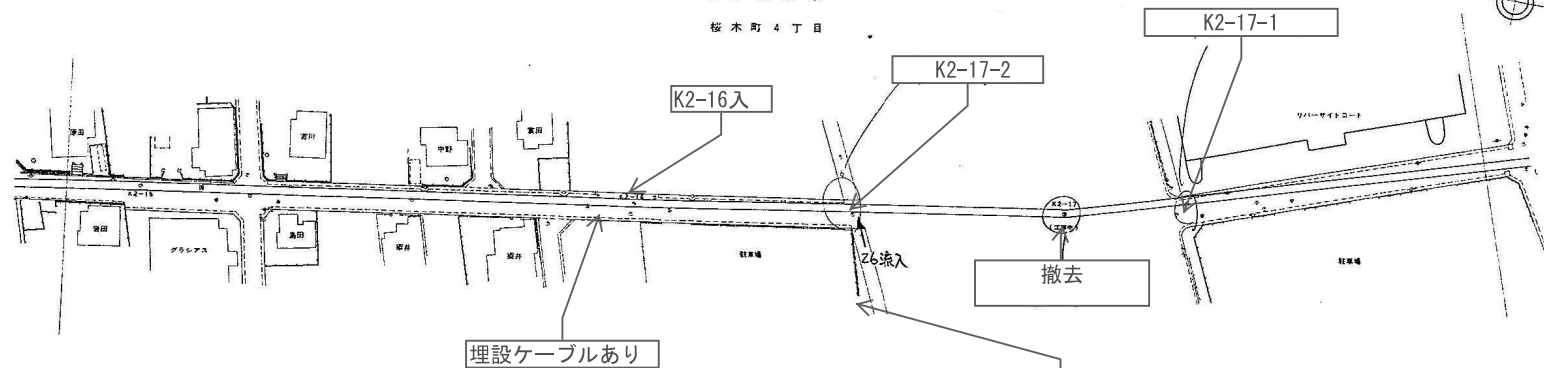
荒川左岸南部流域下水道台帳図

図面番号 3007 (鴨川第2準幹線)

埼玉県

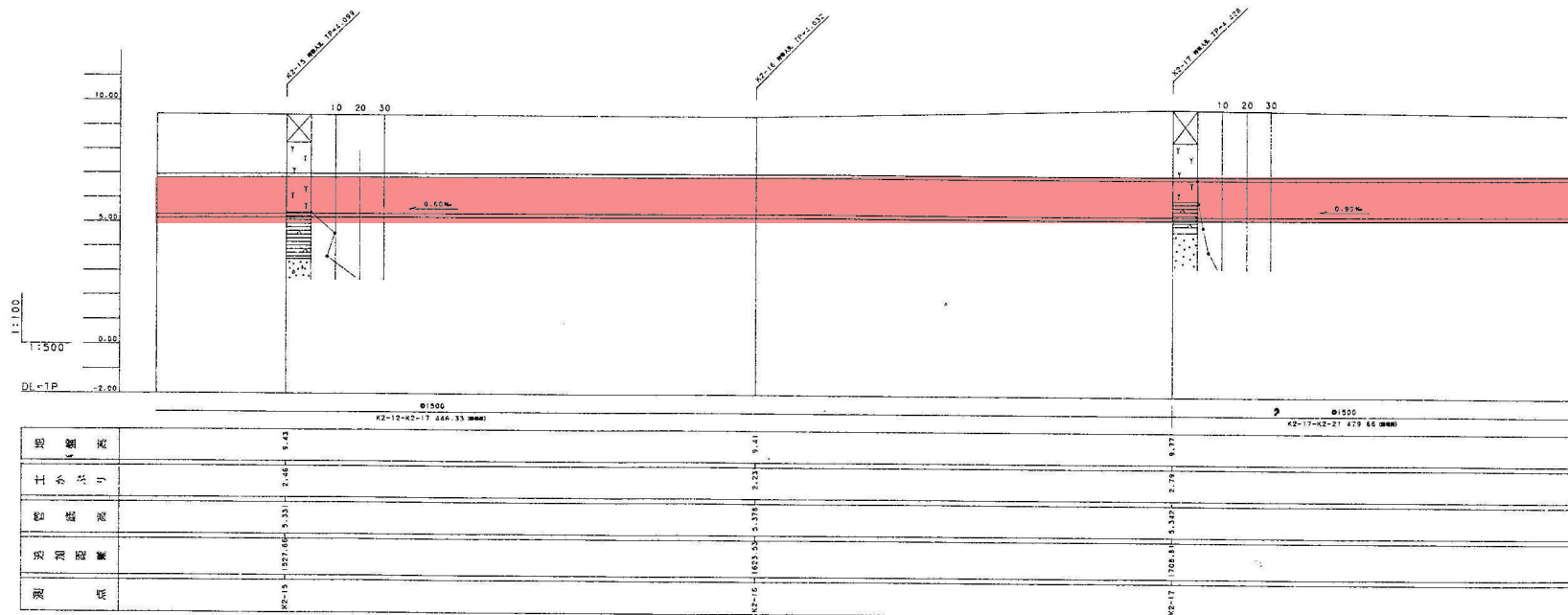
平面図 1:500

さいたま市
桜木町4丁目



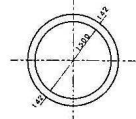
縦断面図 V=1:100
H=1:500

流量計基盤・
ケーブルあり



管渠断面図

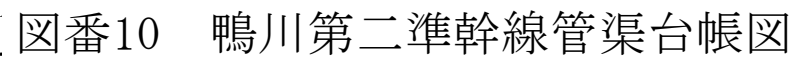
1:50



凡 例	
—	行政区界
---	処理分区界
—	幹線・準幹線
○	中間マンホール
●	埋設マンホール
⊙	流入マンホール
→	下水の流れ方向
⊕	公共下水道マンホール

図番9 鴨川第二準幹線管渠台帳図

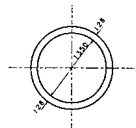
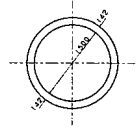
埼玉県



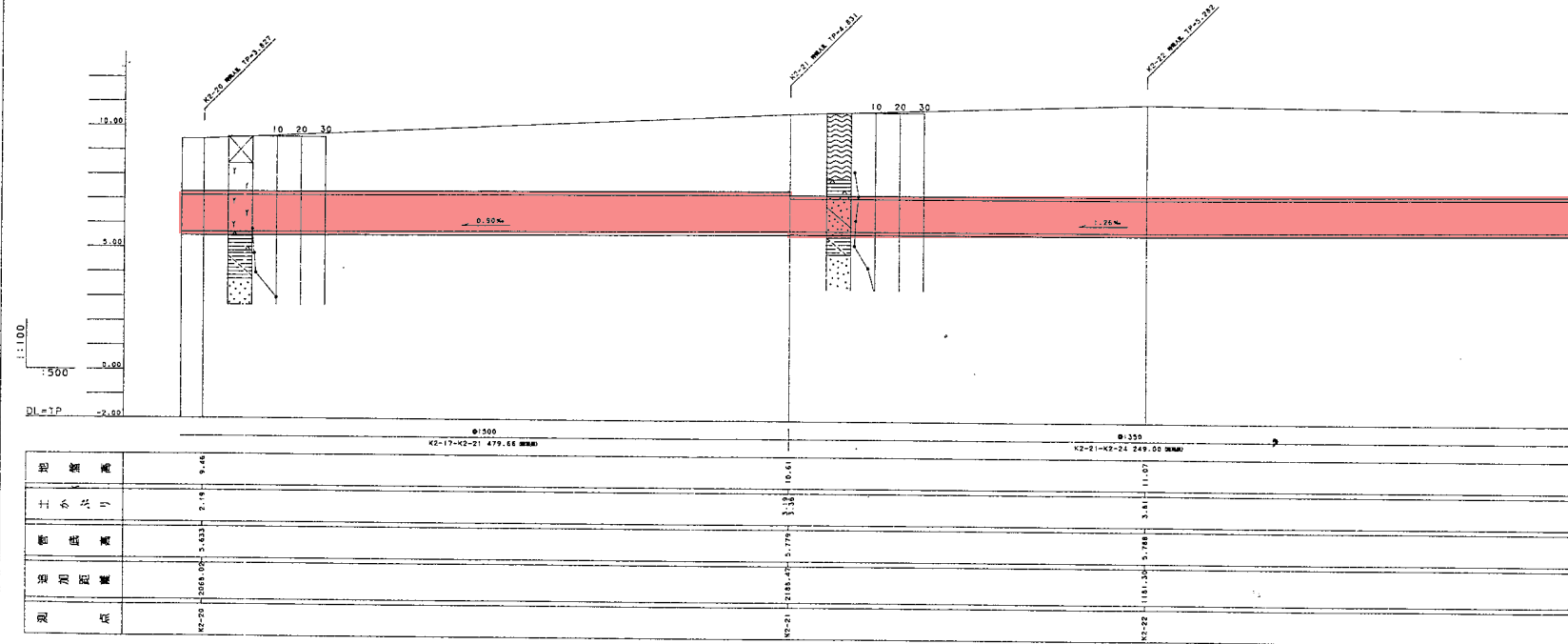
図面番号 3009 (鴨川第2準幹線)

A diagram showing three adjacent rectangular blocks, each containing a number. The first block on the left is labeled '3008', the middle block is labeled '3009', and the third block on the right is labeled '3010'. The blocks are connected by vertical lines, suggesting they are part of a continuous sequence or structure.

1 : 50



縦断面図 $V=1:100$
 $H=1:500$



凡 例	
-----	行 政 区 界
-----	处 理 分 区 界
=====	幹 線 ・ 運 幹 線
○ □	中 間 マ ン ホ ー ル
○ □	接 続 マ ン ホ ー ル
○ □	流 入 マ ン ホ ー ル
→	下 水 の 流 れ 方 向
α	公 共 下 水 道 マ ン ホ ー ル

図番11 鴨川第二準幹線管渠台帳図

荒川左岸南部流域下水道台帳図

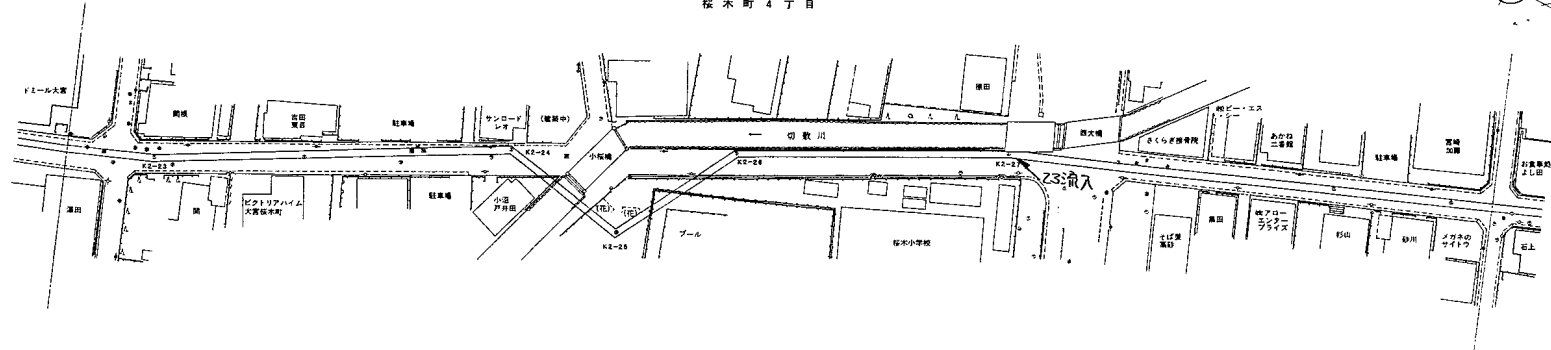
図面番号 3010 (鴨川第2準幹線)

埼玉県

平面図 1:500

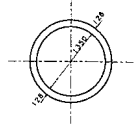
さいたま市

桜木町4丁目



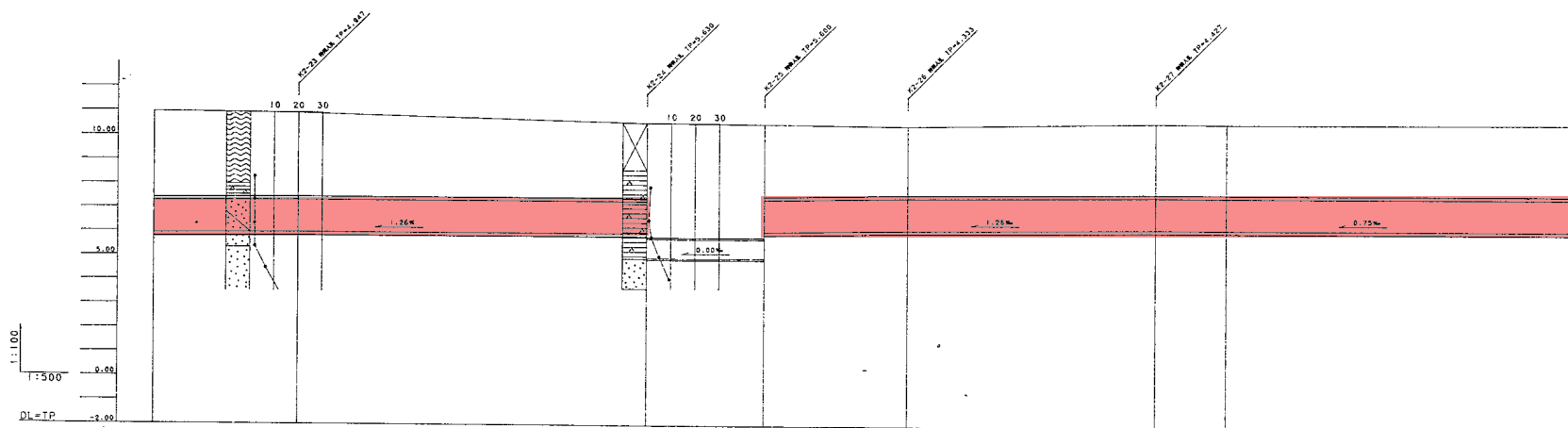
管渠断面図

1:50



縦断面図

V=1:100
H=1:500



地 区 名	区 間	管 径	管 長	管 深	管 底	管 頂	管 口
K2-21-K2-24	249.00 (管口)	φ1350	3.47	10.91	5.44	5.44	5.44
	249.00 (管口)	φ1350	3.47	10.91	5.44	5.44	5.44
K2-24-K2-25	24.35 (管口)	φ800	1.12	10.31	5.19	5.19	5.19
	24.35 (管口)	φ800	1.12	10.31	5.19	5.19	5.19
K2-25-K2-26	24.35 (管口)	φ1350	2.45	10.47	5.02	5.02	5.02
	24.35 (管口)	φ1350	2.45	10.47	5.02	5.02	5.02
K2-26-K2-27	2557.88 (管口)	φ1350	2.45	10.66	5.21	5.21	5.21
	2557.88 (管口)	φ1350	2.45	10.66	5.21	5.21	5.21

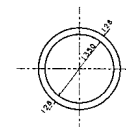
凡 例	
----	行 政 区 界
----	処 理 区 界
----	幹 線・準 幹 線
○	中 間 マ ン ホ ー ル
□	接 続 マ ン ホ ー ル
○	流 入 マ ン ホ ー ル
→	下 水 の 流 れ 方 向
?	公 共 下 水 道 マ ン ホ ー ル

図番12 鴨川第二準幹線管渠台帳図

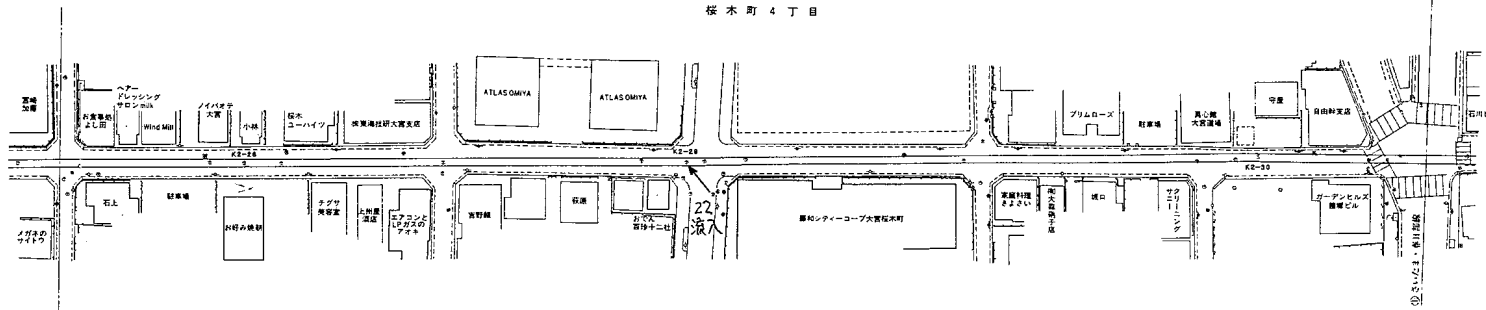
図面番号 3011 (鴨川第2準幹線)

A diagram showing a horizontal strip divided into three rectangular sections. The sections are labeled from left to right as 3010, 3011, and 3012. The strip is slightly curved upwards at both ends.

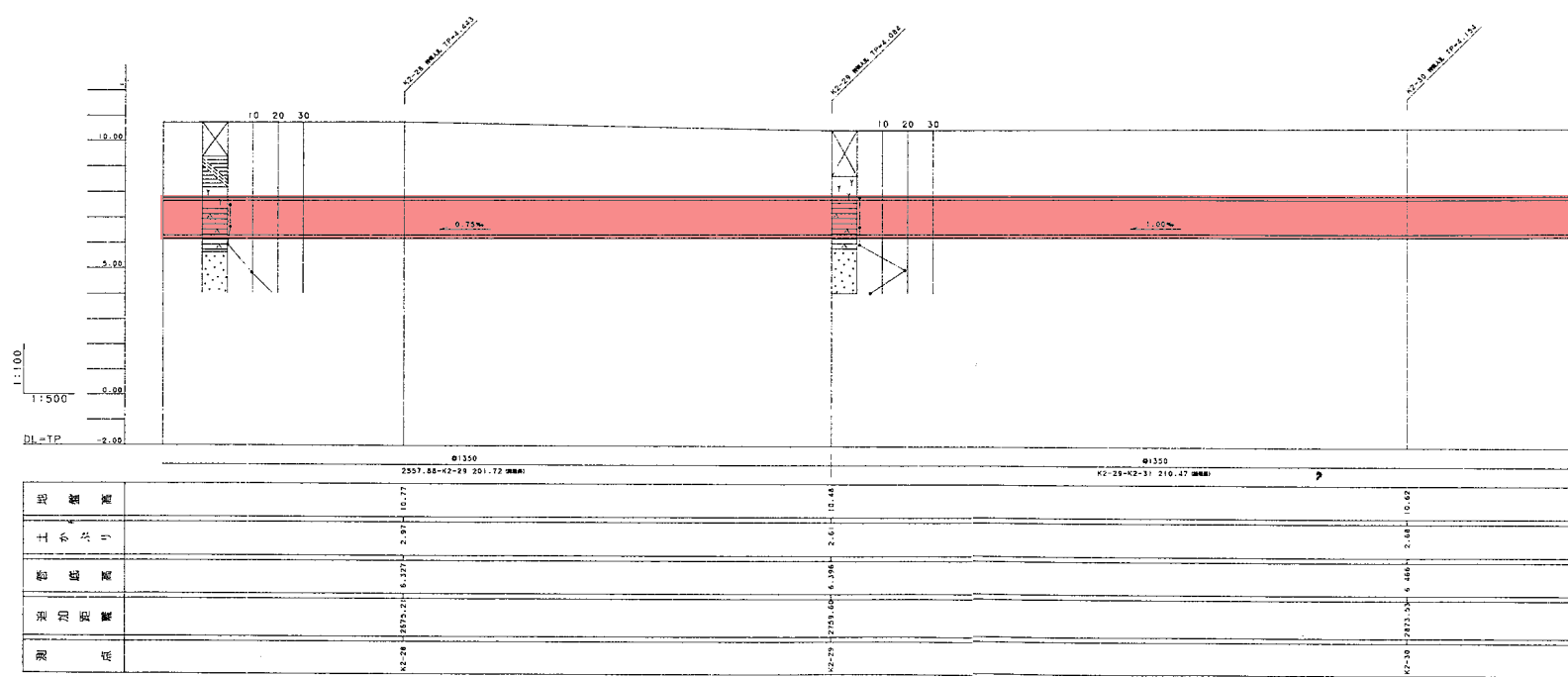
1 : 50



桜木町4丁目



縱 斷 面 図 $V=1:100$
 $H=1:500$



凡 例	
-----	行 政 区 界
-----	处 理 分 区 界
=====	幹 線・運 幹 線
○ □	中 間 マ ン ホ ー ル
● ■	接 続 マ ン ホ ー ル
① ②	流 入 マ ン ホ ー ル
→	下 水 の 流 れ 方 向
?	公 共 下 水 道 マ ン ホ ー ル

図番13 鴨川第二準幹線管渠台帳図

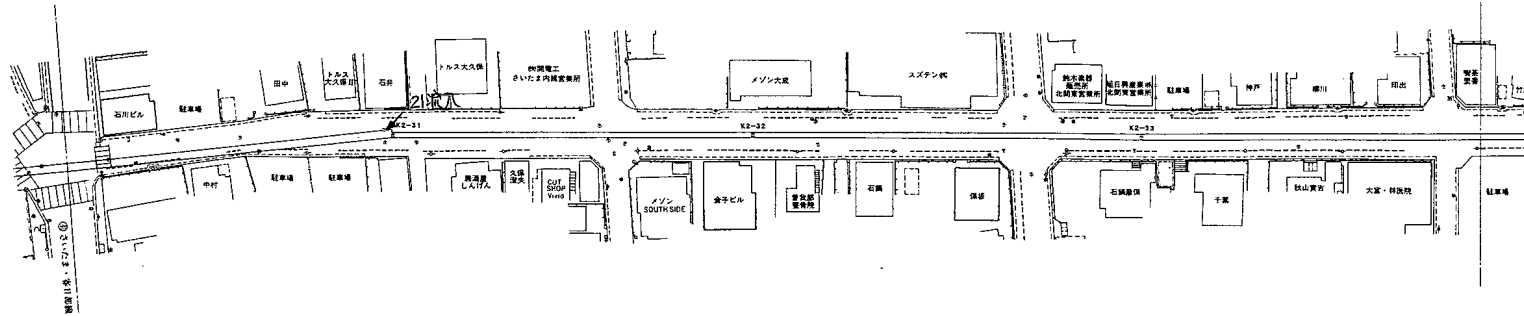
荒川左岸南部流域下水道台帳図

図面番号 3012 (鴨川第2準幹線)

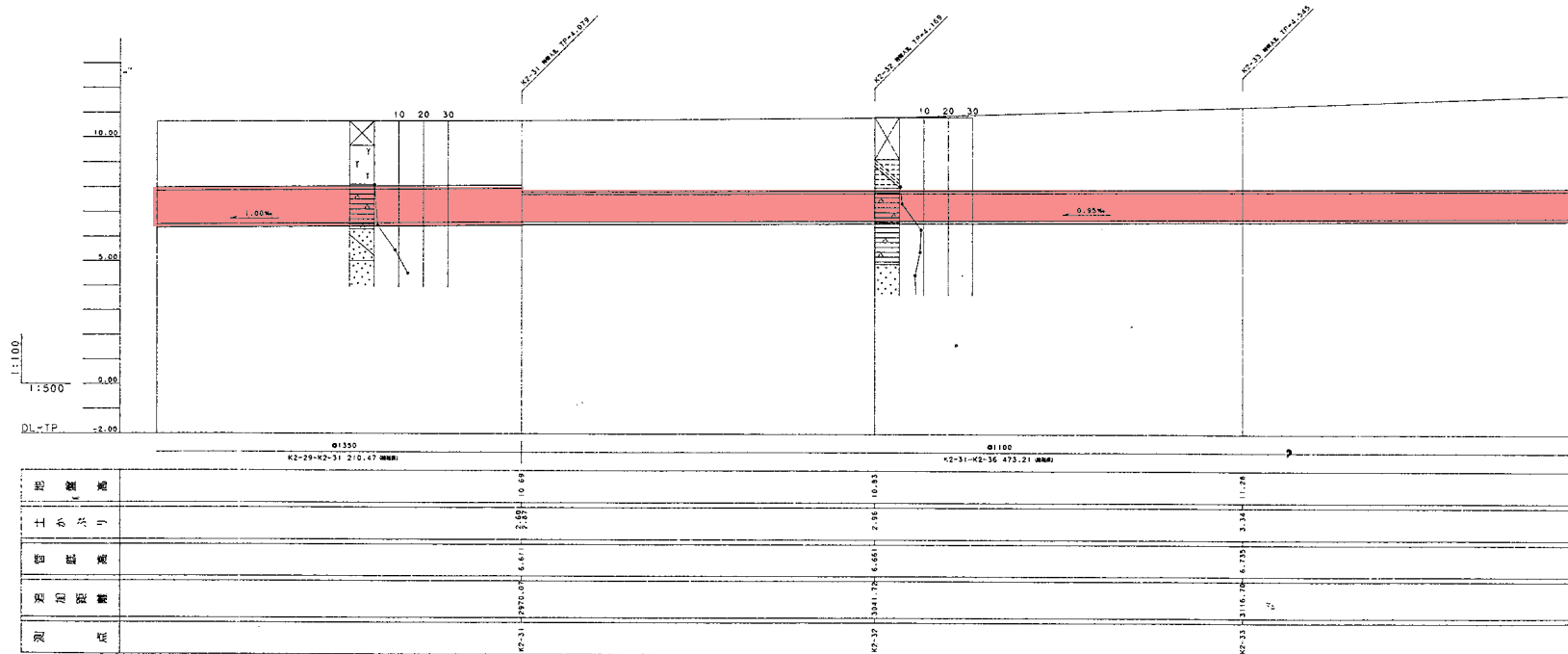
埼玉県

平面図 1:500

さいたま市
大成町1丁目

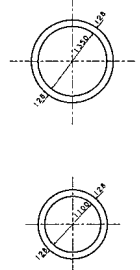


縦断面図 V=1:100
H=1:500



管渠断面図

1:50



凡 例	
-----	行政 区 界
-----	処 理 分 区 界
-----	幹 線・準 幹 線
-----	中間マンホール
-----	接続マンホール
-----	流入マンホール
-----	下水の流れ方向
-----	公共下水道マンホール

図番14 鴨川第二準幹線管渠台帳図

荒川左岸南部流域下水道台帳図

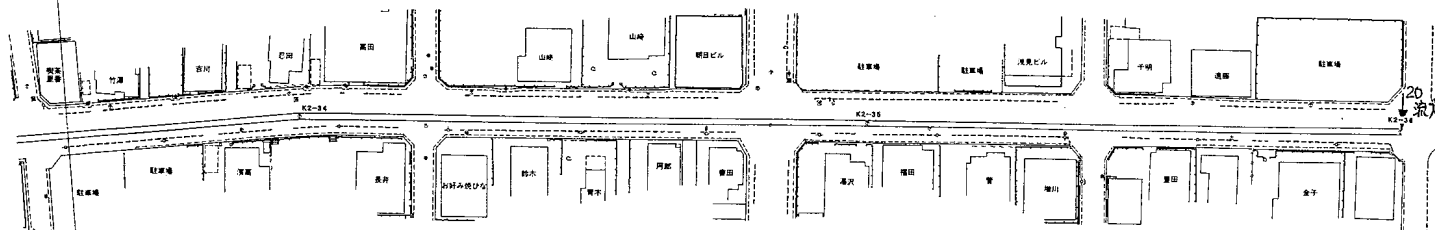
図面番号 3013 (鴨川第2準幹線)

埼玉県

平面図 1:500

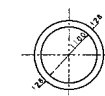
さいたま市

大成町1丁目



管渠断面図 1:50

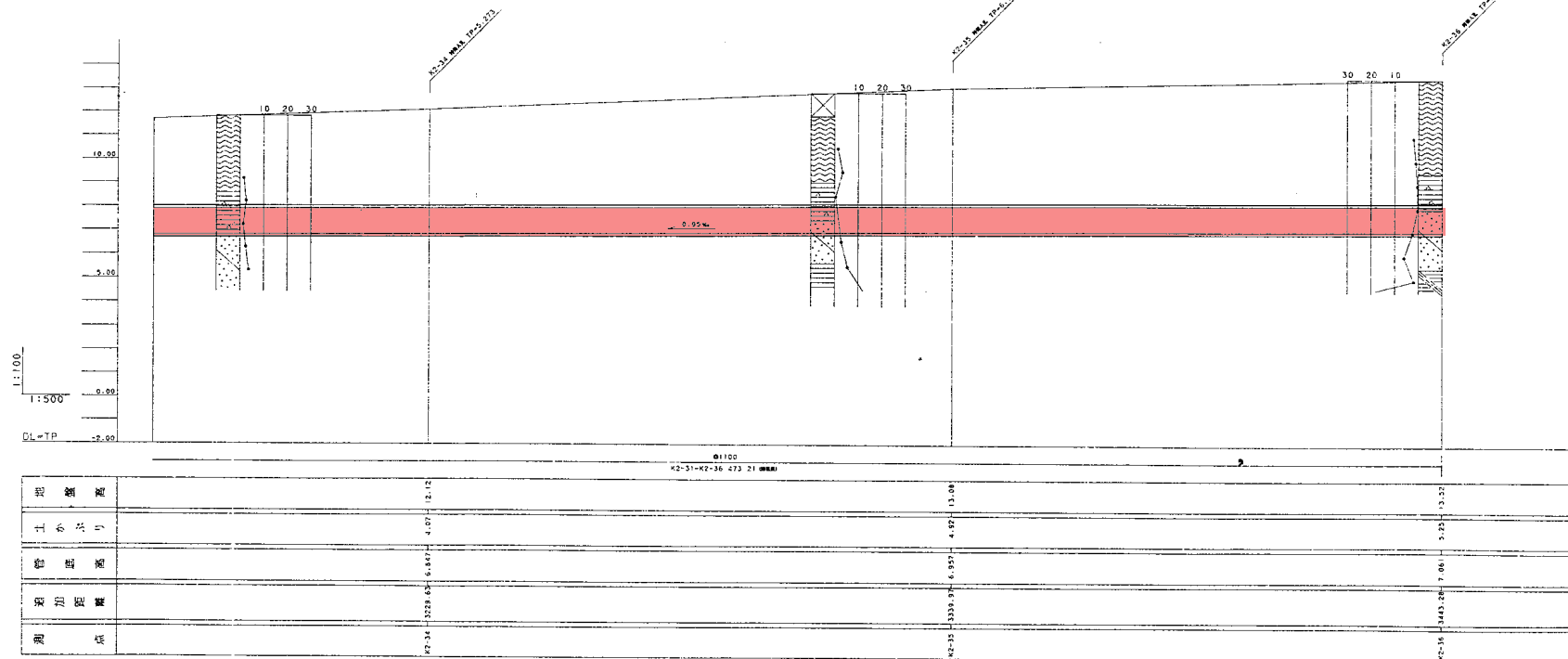
1:50



縦断面図

V=1:100
H=1:500

さいたま市
大成町



凡 例	
-----	行政区界
-----	処理分区界
-----	幹線・準幹線
-----	中間マンホール
-----	接続マンホール
-----	流入マンホール
-----	下水の流れ方向
-----	公共下水道マンホール

図番15 鴨川第二準幹線管渠台帳図